

◎特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律

(令和三年六月一八日法律第七八号)

一、提案理由 (令和三年五月一二日・衆議院厚生労働委員会)

○田村国務大臣 ただいま議題となりました特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法は、集団予防接種等の際の注射器の連続使用により多数の方々にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることから、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講ずるものであります。

この法律に基づき、給付金の支給を受けるためには、令和四年一月十二日までに提訴する必要がありますが、現下の請求状況を踏まえると、いまだ提訴に至っていない方が多数存在すると考えられます。

このため、請求期限を令和九年三月三十一日まで延長することとします。

なお、この法律案の施行期日は、公布の日としています。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

二、衆議院厚生労働委員長報告 (令和三年五月二〇日)

○とかしきなおみ君 ただいま議題となりました特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求状況等を勘案し、給付金の請求期限を令和九年三月三十一日まで延長する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月十二日本委員会に付託され、同日田村厚生労働大臣から趣旨の説明を聴取し、昨日、質疑を行った後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告 (令和三年六月一日)

○小川克巳君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の状況等を勘案し、当該給付金等の請求期限を延長する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、給付金制度の周知、広報の必要性、給付金請求の期限を設け

る理由、再発B型肝炎最高裁判決を受けた対応方針等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。